特定非営利活動法人

グリーンサンクチュアリ悠　定款

第1章　総　則
（名称）
第1条　この法人は、特定非営利活動法人グリーンサンクチュアリ 悠 という。
（事務所）
第 2 条　この法人は、主たる事務所を東京都立川市幸町 5 丁目 96 番地の 7 に置く。
（目的）
第 3 条　この法人は、自然を愛しあらゆる生物の共生を大切にする全ての人々に対して、立川市幸町の玉川上水南側崖線周辺に残る自然、及び庭園「GREEN GREEN」（主に東京都立川市幸町 5 丁目 96 番地の 3、4、5、6、7、62、63、65）の整備保全活動に関する事業と、人と自然のよりよい関係づくりのための事業を行うことを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（2）社会教育の推進を図る活動
（3）まちづくりの推進を図る活動
（4）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（5）環境の保全を図る活動
（6）災害救援活動
（7）地域安全活動
（8）国際協力の活動
（9）男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
（10）子どもの健全育成を図る活動
（11）情報化社会の発展を図る活動
（12）科学技術の振興を図る活動
（13）経済活動の活性化を図る活動
（14）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
（事業の種類）
第 5 条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
（1）「GREEN GREEN」の自然環境を保全し、その生態系を維持するための管理事業。
（2）「GREEN GREEN」の自然に親しみ会員並びに地域の市民相互のコミュニケーションを深める事業。
（3）「GREEN GREEN」の自然環境保全に支障のない範囲で、自然と共に生きる心を育てるため、その地域の豊かな自然に親しみ、自然観察教室などの啓発事業。
（4）土地や建造物の確保や活用を通して必要な資金を得て、「GREEN GREEN」及び周辺の自然環境保全をすすめる事業。
（5）「GREEN GREEN」から生み出される自然の成果物等を活用してのものづくり事業。
（6）「GREEN GREEN」や地域の自然全体にかかわる調査・研究事業。
（7）自然保護に関する情報・資料の収集と提供・発信事業。
（8）自然保護の精神を啓発・啓蒙・普及するための刊行物等の発行事業。
（9）自然保護の精神や運動を広げるための、行政、市民団体、地域企業との連携・協力事業。
（10）その他第3条の目的を達成するために必要な事業
第2章　会　員
（種別）
第 6 条　この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
（1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
（2）賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
（入会）
第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。
2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3　理事長は、前項の申し込みがあったときは、理事会にて審議する。但し、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4　理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び会費）
第 8 条　総会において入会金及び会費を設定した場合は、会員は納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第 9 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）退会届の提出をしたとき。
（2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
（4）除名されたとき。
（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（1）この定款に違反したとき。
（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
（拠出金品の不返還）
第 12 条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。
第 3 章　役　員
（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
（1）理事　3人以上9人以内
（2）監事　1人以上
2　理事のうち1人を理事長とし、必要に応じて若干名の副理事長を設ける。
（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3　理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5　監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特集の関係にある者であってはならない。
（職務）
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　理事と副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4　監事は、次に掲げる職務を行う。
（1）理事の業務執行の状況を監査すること。
（2）この法人の財産の状況を監査すること。
（3）前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（4）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。
（任期等）
第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の 3 分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
4　役員の報酬については、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
第4章　会　議
（種別）
第 20 条　この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（総会の構成）
第 21 条　総会は、正会員をもって構成する。
（総会の権能）
第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。
（1）定款の変更
（2）解散及び合併
（3）会員の除名
（4）事業計画及び収支予算並びにその変更
（5）事業報告及び収支決算
（6）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（7）入会金及び会費の額
（8）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
（9）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（10）解散における残余財産の帰属
（11）事務局の組織及び運営
（12）その他運営に関する重要事項
（総会の開催）
第 23 条　通常総会は、毎年 1 回開催する。
2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
（2）正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
（3）監事が第 15 条第4項第 4 号の規定に基づいて召集するとき。
（総会の招集）
第 24 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を開催しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、郵送・ファックス、又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日前までに会員に通知しなければならない。
（総会の議長）
第 25 条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
（総会の定足数）
第 26 条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
（総会の議決）
第 27 条　総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。
（総会での表決権等）
第 28 条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（総会の議事録）
第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 1 人が、記名押印又は署名しなければならない。
（理事会の構成）
第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第 31 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（1）総会に付議すべき事項
（2）総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
（理事会の開催）
第 32 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
（1）理事長が必要と認めたとき。
（2）理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
（理事会の招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、郵送・ファックス、又は電子メールにより、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
（理事会の議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
（理事会の議決）
第 35 条　理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数（現在数）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（理事会での表決権等）
第 36 条　各理事の表決権は、平等なものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（理事会の議事録）
第 37 条　理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人が記名押印又は署名しなければならない。
第5章　資　産
（構成）
第 38 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）入会金及び会費
（3）寄付金品
（4）財産から生じる収入
（5）事業に伴う収入
（6）その他の収入
（区分）
第 39 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
（管理）
第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
第 40 条の2　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の多数による議決及び総会の議決を経なければならない。
第6章　会　計
（会計の原則）
第 41 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
（会計の区分）
第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。
（事業年度）
第 43 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の多数による議決及び総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
（予備費）
第 46 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
（予算の追加及び更正）
第 47 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
（事業報告及び決算）
第 48 条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事総数（現在数）の3分の2以上の多数による議決及び総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
（臨機の措置）
第 49 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の多数による議決及び総会の議決を経なければならない。
第7章　定款の変更、解散及び合併
（定款の変更）
第 50 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
（解散）
第 51 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続開始の決定
（6）所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。
（残余財産の帰属）
第 52 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。
（合併）
第 53 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
第8章　公告の方法
（公告の方法）
第 54 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
第9章　事務局及び職員
（事務局の任免）
第 55 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
（職員の任免）
第 56 条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
（組織及び運営）
第 57 条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
第 10 章　雑　則（細則）
第 58 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
理事長　岸中友子
理　事　福井美子
理　事　遠山忠吾
監　事　妹尾綾子
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人成立の日から 2010 年 5 月 31 日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から 2009 年 3 月 31 日までとする。
5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
(1)入会金　100,000 円　(2)会費　　1,000 円

